

預金保険法第80条に基づく「業務及び
財産の状況等」に関する報告書

平成14年1月25日

中津信用金庫

金融整理管財人 小林達也

金融整理管財人 石原四郎

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追求体制の確立	5
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成13年11月16日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ないました。これを受けて、11月16日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これらにつきましても、後日より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、大正12年2月26日、有限責任中津信用組合として設立されました。営業地域については中津市、宇佐市、豊後高田市、下毛郡、宇佐郡、西国東郡、福岡県豊前市及び築上郡であり、店舗は中津市に本店、その他支店10店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。主要営業地域である中津市での預貸金のシェアは2割以上を占めています。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として、中小企業金融の円滑化、地域経済の発展に努めてまいりましたが、景気低迷による取引先の業況悪化に伴い、多額の不良債権の償却・引当を余儀なくされ、経営内容が著しく悪化することとなり、平成12年3月9日付で信用金庫法第89条で準用する銀行法第26条による早期是正措置を受け、経営改善を求められることとなりました。

その後、経営改善計画の下、経営体質の強化を図るため不良債権の整理、審査管理態勢の整備を図り、資産内容の健全化に努めるとともに、店舗統廃合や経費の節減等により償却、引当財源の確保に努めてきたが、依然として厳しい経営内容でありました。

このような状況下、平成13年9月に実施された財務局の検査の内容を踏まえて、平成13年9月末を基準日として自己査定を行った結果、さらなる不良債権の増加及び株式市況の悪化による保有有価証券の含み損の拡大を主因に、平成13年9月末現在において大幅な債務超過となりました。(当期利益▲3,016百万円、会員勘定▲1,180百万円)

こうした状況の中であって、当金庫では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

従来より経営内容が厳しく、資産内容の健全化に努めてきたが、長引く景気低迷による取引先の業況悪化に伴う多額の不良債権及び株式相場の悪化による保有有価証券の含み損の拡大により、債務超過に陥ることとなりました。融資審査、与信管理・回収、有価証券運用に係るリスク管理等金庫の態勢面で不十分な点があったこと、また、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現できなかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成13年9月に実施された財務局による検査結果に基づき、平成13年9月末を基準日として自己査定を行った結果、当期利益▲3,016百万円、自己資本比率は▲3.43%と13年3月期の4.69%から大幅に低下することとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

当金庫は、平成13年9月現在で、1,180百万円の債務超過に陥ることになり、当金庫の財産をもって債務を完済できない状況になりました。

現状、地域経済の景気回復や株式市況の急速な回復等が見込めない状況下において、これを超えるだけの効果的な経営施策も見出せず、これ以上の存続は極めて困難であるという結論に達しました。

この様な状況を踏まえ、平成13年11月16日預金保険法第74条5項に基づく申し出を行うことにいたしました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である中津市の卸・小売業、建設業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：11店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	52,749	100.0	49,006	100.0	49,298	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	32,175	61.0	29,766	60.7	28,740	58.3	123,818	69.4
うち個人	20,260	38.4	19,108	39.0	20,558	41.7	51,414	28.8
うちその他	314	0.6	132	0.3	—	—	3,170	1.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当金庫の預金業務は、主として渉外担当者による訪問、集金活動による個人の小口預金が主流を占めていることから、個人預金の構成比が高い状況となっています。

<預金残高推移> 店舗数：11店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
				構成比		構成比		構成比
預金残高	80,656	100.0	78,559	100.0	76,956	100.0	279,681	100.0
うち個人預金	70,890	87.9	69,925	89.0	68,376	88.8	213,556	76.4
うち法人預金	9,035	11.2	7,888	10.0	7,909	10.3	53,980	19.3
うちその他	731	0.9	747	1.0	671	0.9	12,142	4.3

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

有価証券については、安全性・流動性の確保から、平成11年10月より国債中心の運用を行い、リスクのある株式、証券投資信託、外国証券は極力減らしてきました。

破綻公表日の前月末有価証券残高は、国債9,960百万円、社債（公社公団債のみ）184百万円、株式18百万円、その他3,290百万円となっています。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	8,333	23,840	19,676	▲1,861
国債・地方債	135	18,160	15,350	16
社債	2,277	245	161	▲1
株式	27	44	34	1
その他	5,892	5,389	4,130	▲1,878
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもののみ保有する方針といたします。

<固定資産の状況・13年3月期>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 却後
事業用 不動産	11	499	743	243	11	1,204	468
所有 不動産	3	84	139	55	3	206	97

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合
破綻先債権	1,352	2.8	1,373	2.8	2,438	1.3
延滞債権	6,685	13.7	6,014	12.2	10,699	5.5
3ヵ月以上延滞債権	67	0.1	17	0.0	234	0.1
貸出条件緩和債権	165	0.3	270	0.6	5,016	2.6
合 計	8,270	16.9	7,675	15.6	18,387	9.4

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める 割合	金額	債権の占める 割合	金額	債権の占める 割合
破綻更生債権等	4,204	7.8	5,510	10.3	6,822	3.4
危険債権	4,296	8.0	2,078	3.9	7,796	3.9
要管理債権	232	0.4	287	0.5	4,693	2.3
正常債権	44,997	83.8	45,493	85.3	182,737	90.4
合 計	53,731	100.0	53,370	100.0	202,048	100.0

6. 関係会社の状況

関係会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会 社 名	主な業務内容
㈲しんきんビジネス・ ブレイズ	①現金の整理、精査、輸送 ②用度品、帳票等の購入管理、配送 ③営業用動産、不動産の管理 外

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

３．事業譲渡の見込み

平成１３年１２月４日に大分みらい信用金庫と事業譲渡に関する基本合意書を締結し、平成１４年１月末日までを目途に事業譲渡契約を締結することで合意いたしました。

事業譲渡については、可能な限り早い時期に行われるよう努力してまいります。

以 上